

別紙様式第11

公表の対象となる随意契約を締結した場合の報告及び公表の様式

物品等又は役務の名称 及び数量	随意契約担当部 課の名称及び 所在地	随意契約を 締結した日	随意契約の相手方の氏名 及び住所	随意契約に係る 契約金額	随意契約によることとした理由	その他必 要な事項 (備考)
スチームコンベクション オーブン	日本赤十字社長 崎原爆諫早病院 会計課 諫早市多良見町 化屋986番地2	令和4年8月31日	ホシザキ北九(株)長崎東 営業所 諫早市貝津町2238-1	1,180,000円	修理不能のため、至急の設置が必要とされたため。緊急の必要により競争に付することができない場合に該当。(会計規則第36条4項)	
採痰室汚物流し設置	日本赤十字社長 崎原爆諫早病院 会計課 諫早市多良見町 化屋986番地2	令和4年9月30日	(株)九電工諫早営業所 諫早市宇都町10-36	1,078,000円	予定価格が160万円以内を超えない財産を買い入れるときに該当するため。(会計規則施工細則第35条)	
放射線科ファンコイル 取替	日本赤十字社長 崎原爆諫早病院 会計課 諫早市多良見町 化屋986番地2	令和4年9月30日	(株)九電工諫早営業所 諫早市宇都町10-36	1,045,000円	修理不能のため、至急の設置が必要とされたため。緊急の必要により競争に付することができない場合に該当。(会計規則第36条4項)	
ベッドサイドモニタ 一式	日本赤十字社長 崎原爆諫早病院 会計課 諫早市多良見町 化屋986番地2	令和4年9月30日	山下医科器械(株)長崎 支店 長崎市浜口町12番19号	1,100,000円	予定価格が160万円以内を超えない財産を買い入れるときに該当するため。(会計規則施工細則第35条)	
ベッドサイドモニタ 一式	日本赤十字社長 崎原爆諫早病院 会計課 諫早市多良見町 化屋986番地2	令和4年9月30日	山下医科器械(株)長崎 支店 長崎市浜口町12番19号	1,100,000円	予定価格が160万円以内を超えない財産を買い入れるときに該当するため。(会計規則施工細則第35条)	

備考

- (1) 公表対象の随意契約が単価契約である場合には、契約金額欄に契約単価又は予定調達総額を記載するとともに、備考欄に単価契約である旨及び契約金額欄に単価を記載した場合には予定調達総額を記載する。
- (2) 必要があるときは、各欄の配置を著しく変更することなく所要の変更を加えることその他所要の調整を加えることができる。
- (3) 随意契約によることとした理由については、単に根拠条文を引用するのみでなく、具体的理由を簡潔に記載する。

別紙様式第11

公表の対象となる随意契約を締結した場合の報告及び公表の様式

物品等又は役務の名称 及び数量	随意契約担当部 課の名称及び 所在地	随意契約を 締結した日	随意契約の相手方の氏名 及び住所	随意契約に係る 契約金額	随意契約によることとした理由	その他必 要な事項 (備考)
嚥下内視鏡システム (ビデオスコープ)	日本赤十字社長 崎原爆諫早病院 会計課 諫早市多良見町 化屋986番地2	令和5年1月31日	アイテイーアイ株長崎 支社 長崎市田中町596-1	1,650,000円	希望要件を満たす器機が限定的であり、競 争に付する必要がない場合に該当。(会計規 則第36条3項)	
内視鏡業務支援システム	日本赤十字社長 崎原爆諫早病院 会計課 諫早市多良見町 化屋986番地2	令和5年1月31日	山下医科器械(株)長崎 支店 長崎市浜口町12番19号	4,998,400円	修理不能であり、至急の設置が必要とされ たため。緊急の必要により競争に付するこ とができるない場合に該当。(会計規則第36条 4項)	

備考

- (1) 公表対象の随意契約が単価契約である場合には、契約金額欄に契約単価又は予定調達総額を記載するとともに、備考欄に単価契約である旨及び契約金額欄に単価を記載した場合には予定調達総額を記載する。
- (2) 必要があるときは、各欄の配置を著しく変更することなく所要の変更を加えることその他所要の調整を加えることができる。
- (3) 随意契約によることとした理由については、単に根拠条文を引用するのみでなく、具体的理由を簡潔に記載する。